

齒舞群島貝殻島周辺におけるコンブ採取漁に関する日ソ民間漁業協定に伴う取扱いについて

蔵関第 799 号
昭和 38 年 6 月 12 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日

標記のことについて、別紙 1 により H 税関長から進達があり、別紙 2 のとおり通知したので御了知ありたい。

関税局長回答

標記のことについては、本年 4 月 27 日付をもつて進達があり、その後モスクワにおいて齒舞群島貝殻島周辺におけるコンブ採取漁に関する日ソ民間漁業協定交渉が行われ本月 7 日妥結（調印は本月 10 日）をみたので、本漁業協定に伴う関税法及び関税定率法上の取扱いについては、下記によることとしたので御了知ありたい。

なお、その実施に際しては、大日本水産会の委任を受けている現地、齒舞漁業協同組合（以下「組合」という。）に対して十分趣旨の徹底を図り税関関係手続の迅速、確実な履行を確保されたい。

記

1 コンブ採取に従事する漁船の取扱い

コンブ採取に従事する漁船の取扱いは、次によるものとする。

- (1) コンブ採取に従事する漁船は、外国往来船として取り扱うこととし、「貝殻島（シグナリヌイ島）地域におけるコンブの日本漁民による採取に関する大日本水産会とソ連国民経済会議附属漁業国家委員会との間の協定」（以下「日ソコンブ漁業協定」という。）第 3 条の規定により大日本水産会から証明書を発給された漁船一覧表をもつて届出書（総括入港届）とし、これを組合から税関に提出させ、その都度の入港届に代えるものとする。
- (2) 船用品の積込手続については、便宜、口頭をもつて行わせることとし、取締上支障がないと認めたときは、これを省略させても差し支えないこととする。

2 採取コンブの輸入手続

- (1) 採取コンブの輸入申告は、便宜、出漁期間（日ソコンブ漁業協定第 2 条）開始前に、当該年度の出漁期間中の採取見込総数量により、組合の名をもつて一括して行わせ、輸入の許可は、関税定率法第 14 条の 3 の規定により

関税を免除の上、見込数量により事前に与えておくものとする。

- (2) 採取したコンブの陸揚数量については、出漁期間の終了後組合において集計した乾燥コンブの数量から逆算した確定数量を報告させることとし、その報告に係る出漁期間中の陸揚総数量が上記(1)の輸入許可数量を超えることとなった場合には追加申告させ、不足する場合には輸入許可書記載の数量を訂正する。

なお、統計計上は、最終的に確定した陸揚総数量により行う。

H税関長りん議

昨年4月1日政令第132号をもつて関税法施行令及び関税定率法施行令が改正され、この改正によつて、貝殻礁を含む齒舞群島が外国とみなす地域となつたが、最近、新聞、ラジオ等の報ずるところによれば、駐日ソ連大使から大日本水産会長に対し、日本漁船による貝殻礁周辺のコンブ採取漁安全操業問題につき、民間協定締結交渉の申入れがあり、近くその折衝を開始することになる模様であります。

目下のところ同協定の成否、内容等については、これを予見できない階段にあるので、いささか尚早とも思われますが、この交渉が妥結し、日本漁船の出漁が行われることになれば齒舞群島が関税法、関税定率法、外為法等上外国とみなされる地域となつているので、状況のいかんによつては、これら出漁船は外国往来船、採取されたコンブは外国貨物として法規制の対象となることも予想されるところであります。

しかし、同礁周辺におけるコンブ採取漁については、戦前戦後を通じ現在に至るまでの推移、沿革等からみて、これを通常の外国領域内における漁業とは同視でき離れ経緯もあり、またN税関支署管内沿岸一帯に散在する数百の零細漁民に対する法規制の原則的な適用についても、具体的な取締り及び手続上検討を要する問題があるなど、いずれにしても他に例のない極めて特異なケースと認められるのであります。

これらの問題については、成立した協定の内容に従つて具体的に決定されるべきであります。漁期の関係で協定成立後直ちに漁が開始されることが予想されるので、これに対処するための基本的な方針をあらかじめ決定しておく必要があると認められます。ついては、既に御考慮中のこととは思いますが、この点について何分の御検討をわずらわしおき願いたく、報告を兼ね上申いたします。

なお、本交渉の経緯は、現在大日本水産会首脳部の段階にとどまつており、現地においては新聞等報道範囲以外の情報を入手していないので念のため申し添えます。